平成３０年度環境調査結果

芦屋市では，大気汚染等に関する環境調査を実施し，環境基準の達成状況の確認等を行っています。平成３０年度の調査結果は以下のとおりです。

（１） 大気汚染に係る常時監視結果

市内の５地点に大気汚染常時測定局を設置し，二酸化硫黄，二酸化窒素，浮遊粒子状物質，一酸化炭素，光化学オキシダント，微小粒子状物質の測定を行いました。光化学オキシダントを除くすべての項目で環境基準を達成しています。

表１　平成３０年度における大気汚染常時測定局の測定結果

測定項目	項目	単位	一般局			自排局		環境基準
			朝小局	潮小局	打小局	打出局	宮小局	
二酸化硫黄	1日平均値の2%除外値	(ppm)	-	0.005	0.006	0.004	0.005	1時間値の1日平均値が0.040ppm以下であること (日平均値の2%除外値と比較して評価する) ただし，0.040ppmを超える日が2日以上連続する場合は非達成(長期的評価)
二酸化窒素	1日平均値の年間98%値	(ppm)	0.020	0.034	0.031	0.039	0.044	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1日平均値の2%除外値	(mg/m^3)	0.046	0.043	0.039	0.038	0.046	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であること (日平均値の2%除外値と比較して評価する) ただし，2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)
一酸化炭素	1日平均値の2%除外値	(ppm)	―	―	―	0.5	―	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であること (日平均値の2%除外値と比較して評価する) ただし，2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)
光化学オキシダント	1時間値の最高値	(ppm)	0.120	―	―	―	―	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値	($\mu g/m^3$)	9.3	―	―	12.6	―	1年平均値が15μg/m3以下であること 日平均値の年間98%値が35μg/m3以下であること
	1日平均値の年間98%値		24.7			28.7		

注1)朝小局は朝日ヶ丘小学校，潮小局は潮見小学校，打小局は打出浜小学校にそれぞれ設置した局である。
　打出局は打出消防分団，宮小局は宮川小学校に設置した局である。
注2)潮小局，打小局，宮小局は市が，朝小局，打出局は県が設置した。
注3)下線は環境基準の非達成を示す。
注4)「－」は，未測定を示す。

（２） 騒音・振動測定結果

市内の主要道路のうち，３路線の６地点において，自動車騒音及び振動について調査を行いました。騒音については，６地点のうち，４地点で環境基準を達成し，全ての地点で要請限度値を下回りました。また，振動については，全ての地点で要請限度値を下回りました。

表２　平成３０年度における道路騒音測定結果

道路名	測定地点	測定期間	等価騒音レベル（L_{Aeq}）		環境基準				要請限度			
			昼間	夜間	昼間		夜間		昼間		夜間	
			6時～22時	22時～6時	基準値	適合状況	基準値	適合状況	限度値	適合状況	限度値	適合状況
市道山手幹線	西芦屋町５番	H30.6.6～6.14	55	48	60	○	55	○	70	○	65	○
		H30.9.10～9.18	54	48		○		○		○		○
		H30.11.6～11.14	55	49		○		○		○		○
		H31.2.6～2.14	54	48		○		○		○		○
	月若町２番	H30.6.14～6.22	53	49	60	○	55	○	70	○	65	○
		H30.9.11～9.19	54	47		○		○		○		○
		H30.11.6～11.14	50	44		○		○		○		○
		H31.2.14～2.22	50	44		○		○		○		○
	翠ヶ丘町１４番	H30.6.6～6.14	53	47	60	○	55	○	70	○	65	○
		H30.9.20～9.28	53	50		○		○		○		○
		H30.11.6～11.14	51	44		○		○		○		○
		H31.2.6～2.14	52	46		○		○		○		○
	大原町１５番	H31.2.14～2.22	66	61	60	×	55	×	70	○	65	○
市道防潮堤線	新浜町１番	H30.9.18～9.26	63	57	60	×	55	×	70	○	65	○
国道２号線	春日町１５番	H30.11.15～11.23	51	44	70	○	65	○	75	○	70	○

注 1)　結果は休日・雨天時を除いたデータより算出した。
注 2)　西芦屋町、翠ヶ丘町、月若町、大原町、新浜町、春日町における騒音レベルは、地上高 1.2m のデータを記載した。
注 3)　環境基準、要請限度適合状況は、有効測定日の全てにおいて達成の場合のみ○とし、1 日以上上回っていた場合は×とした。

表３　平成３０年度における道路振動測定結果

<table>
<tr><th rowspan="3">道路名</th><th rowspan="3">測定地点</th><th rowspan="3">測定期間</th><th colspan="2">時間率振動レベル(L_{10})</th><th colspan="4">要請限度</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th colspan="2">昼間</th><th colspan="2">夜間</th></tr>
<tr><th>8 時
～19 時</th><th>19 時
～8 時</th><th>限度値</th><th>適合状況</th><th>限度値</th><th>適合状況</th></tr>
<tr><td rowspan="12">市道
山手幹線</td><td rowspan="4">西芦屋町
５番</td><td>H30.6.6
～6.14</td><td>33</td><td>※27</td><td rowspan="4">65</td><td>○</td><td rowspan="4">60</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H30.9.10
～9.18</td><td>32</td><td>※27</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H30.11.6
～11.14</td><td>33</td><td>※27</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H31.2.6
～2.14</td><td>33</td><td>※27</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">月若町
２番</td><td>H30.6.14
～6.22</td><td>32</td><td>※27</td><td rowspan="4">65</td><td>○</td><td rowspan="4">60</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H30.9.11
～9.19</td><td>33</td><td>※28</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H30.11.6
～11.14</td><td>32</td><td>※26</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H31.2.14
～2.22</td><td>33</td><td>※28</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">翠ヶ丘町
１４番</td><td>H30.6.6
～6.14</td><td>33</td><td>※28</td><td rowspan="4">65</td><td>○</td><td rowspan="4">60</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H30.9.20
～9.28</td><td>33</td><td>※27</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H30.11.6
～11.14</td><td>33</td><td>※28</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>H31.2.6
～2.14</td><td>34</td><td>※29</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>大原町
１５番</td><td>H31.2.14
～2.22</td><td>44</td><td>38</td><td>65</td><td>○</td><td>60</td><td>○</td></tr>
<tr><td>市道
防潮堤線</td><td>新浜町
１番</td><td>H30.9.18
～9.26</td><td>33</td><td>※28</td><td>65</td><td>○</td><td>60</td><td>○</td></tr>
<tr><td>国道
２号線</td><td>春日町
１５番</td><td>H30.11.15
～11.23</td><td>33</td><td>※28</td><td>65</td><td>○</td><td>60</td><td>○</td></tr>
</table>

注 1)　　結果は休日･祝日を除いたデータより算出した。
注 2)　　振度計の測定下限値は２５ｄＢであるため，２５ｄＢ未満の値は参考値である。